

## 健康診断（検便）結果報告書について

水道法では、同法第21条の規定により水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者等について、健康診断（以下「検便」という。）を実施することが水道事業者に対して義務づけられています。

備南水道企業団では、当企業団が発注する水道施設構内における工事等の作業員に対する検便について、下記のとおり取り扱います。

### 記

- 1 工事着手前までに、作業員全員検便の検査を行うこと。  
項目：赤痢菌・サルモネラ属菌・腸チフス菌・パラチフス菌・病原大腸菌血清型O-157
- 2 健康診断（検便）結果報告書（着手前）へ作業員及び検査年月日等を記入し、検便の検査（複写可）と一緒に提出すること。
- 3 健康診断（検便）結果報告書（完了時）は、月毎にまとめ、該当する日に○を行い提出すること。
- 4 健康診断（検便）結果報告書の番号と作業員名簿（11-3）の番号は合わせること。
- 5 業務従事期間の検便は、判定日から概ね6カ月毎に実施すること。



